

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2026年 9 月
(第 2 回訂正分)

株式会社アイビスホールディングス

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年9月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年9月7日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年9月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集200,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2026年9月24日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）30,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 所有者別状況」及び「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等 (1) コーポレートガバナンスの概要」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄内の記載の訂正>

「普通株式」の「内容」の欄：「全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。」を「完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. の番号変更

2【募集の方法】

2026年10月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2026年9月24日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（425円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「46,000,000」を「46,920,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「46,000,000」を「46,920,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（500円～520円）の平均価格（510円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は102,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「425」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、500円以上520円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年10月2日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（425円）及び2026年10月2日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（425円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「フィリップ・キャピタル証券株式会社84,000、株式会社SBI証券20,000、マネックス証券株式会社20,000、楽天証券株式会社20,000、松井証券株式会社16,000、東洋証券株式会社10,000、安藤証券株式会社10,000、水戸証券株式会社10,000、Jトラストグローバル証券株式会社10,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（2026年10月2日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「92,000,000」を「93,840,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「86,000,000」を「87,840,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（500円～520円）の平均価格（510円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

①資金使途の内訳及び充当予定時期

上記の差引手取概算額87,840千円については、以下の通り充当する予定であります。

- a. 自動記録ビジネス電話の導入 21,000千円（2027年10月期15,000千円、2028年10月期6,000千円）
外部（関係各所）との電話のやり取りを文章化して支援記録に反映できるビジネス電話を導入する予定です。
- b. 利用管理記録システム 30,000千円（2027年10月期20,000千円、2028年10月期10,000千円）
利用者の個別QRコードを発行し、通所時間や送迎利用、昼食提供等の管理ができるシステムを開発、導入する予定です。
- c. 支援記録作成AI 36,840千円（2027年10月期20,000千円、2028年10月期16,840千円）
利用者の個別支援計画等の作成補助ができるAIを導入し、スタッフ事務作業の省力化を図る予定です。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

②投資回収計画

本DX投資は、業務効率化を目的としており、即座の売上拡大を企図するものではありませんが、当社グループの持続的成長における生命線となるシステム投資です。中長期的な省力化・効率化を推進するだけでなく、将来的なM&Aや他社からの業務請負への対応力も高め、グループ全体の事業拡大と収益化を牽引する投資回収計画としております。

③資金調達の妥当性

当社グループは、今後の成長戦略の実現に向けて、DX化が必要不可欠であり、公募増資による資金調達はDX化のために合理的かつ妥当であると判断しております。

また、上場による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

- a. 施設運営の効率化が進み、労働生産性向上を図ることができます。
- b. 業界未経験者でも障がい者支援の業務を早く習得することが可能となります。
- c. M&Aで当社グループに合流した施設においても、当社グループと同レベルの支援提供が可能になります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「15,000,000」を「15,300,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「15,000,000」を「15,300,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（500円～520円）の平均価格（510円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,798,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	<u>完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であり、単元株式 数は100株であります。</u>
計	1,798,000	—	—

(注) 2026年7月15日開催の取締役会決議により、2026年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は899,000株増加し、1,798,000株となっております。

(4)【所有者別状況】

2026年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	5	－	－	1	6	－
所有株式数（単元）	－	－	－	8,980	－	－	10	8,990	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	99.9	－	－	0.1	100	－

(注) 当社は、2026年7月15日開催の取締役会決議により、2026年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。なお、2026年8月1日現在の所有者別状況は以下の通りであります。

2026年8月1日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	5	－	－	<u>1</u>	<u>6</u>	－
所有株式数（単元）	－	－	－	<u>17,960</u>	－	－	<u>20</u>	17,980	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	<u>99.9</u>	－	－	<u>0.1</u>	100	－

4【コーポレートガバナンスの状況等】

(1)【コーポレートガバナンスの概要】

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長の永江榮司を議長とし、加藤咲江（取締役）、猪田寛生（取締役）、坂井朗（社外取締役）、夏目勝博（取締役常勤監査等委員）、岩田修一（社外取締役監査等委員）、堀田崇（社外取締役監査等委員）の7名で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、新規上場に関する事項や経営方針、事業計画など経営に関する重要事項の審議及び意思決定並びに監督を行っております。

最近事業年度（2025年10月期）における、個々の取締役の取締役会への出席状況につきましては、次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
永江 榮司	14	14
加藤 咲江	14	14
猪田 寛生	14	14
坂井 朗	14	13
夏目 勝彦	14	14
岩田 修一	14	14
堀田 崇	14	14

取締役会における具体的な検討内容として、主に以下の事項について、決議、報告及び審議を行っております。

a. 経営に関する重要事項

取締役会規程に基づき、経営方針、事業計画、予算、重要な業務執行、組織変更、重要な契約の締結等、会社の経営に関する重要事項について審議し、決議しております。

b. 法令・定款・株主総会決議に基づく諸規程の整備

会社法その他の法令、当社定款及び株主総会決議に基づき、必要な諸規程の制定・改廃について審議し、決議しております。

c. 業務執行の適正性・効率性の確保

各取締役の職務執行状況を監督し、業務執行の適正性及び効率性を確保するための事項について、審議しております。

二. 指名報酬諮問委員会

当社の指名報酬諮問委員会は、監査等委員（社外取締役）岩田修一を委員長とし、代表取締役社長永江榮司、子会社取締役永江伸崇、社外取締役坂井朗、監査等委員（社外取締役）堀田崇の5名で構成されております。役員等の選任又は解任、役員報酬の改定等、経営上、特に重要な決定事項について議論をし、取締役会に諮問・意見答申することで、取締役会を監督しております。

最近事業年度（2025年10月期）における、個々の委員の指名報酬諮問委員会への出席状況につきましては、次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
岩田 修一	2	2
永江 榮司	2	2
永江 伸崇	2	2
坂井 朗	2	2
堀田 崇	2	2

指名報酬諮問委員会における具体的な検討内容は、当社及び連結子会社各社の取締役の選任又は解任、役員報酬の改定等、経営上特に重要な決定事項について議論をし、取締役会に諮問・意見答申することで、取締役会の監督機能を強化し、決定プロセスの透明性・公正性の向上を図っております。